○農林水産省告示第二千九百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県妙高市大字上小沢字アミダ二〇三〇、二〇三二から二〇三六まで、二〇三八から二〇四〇まで、二一〇四、二一〇八、二一〇九、二一一四から二一一七まで、二一一七の二、二一一八から二一二二まで、二一二三の一、二一二四、二一二四の三、二一二四の四、二一二五から二一三四まで、二一三六、二一三六の一、二一三七、二一四一、二一四一の二、二一四一の三、二一四二の二、二一四二の三、二一四三の一から二一四三の三まで、二一四四、二一四五の一、二一四六から二一四八まで、二一四九の一、二一五〇から二一五四まで、二二〇三の子、二二〇六、二二〇六の二、二二〇七、二二〇八の二、字大峯二〇三七、二〇三七の二、二〇三七の五から二〇三七の七まで、二〇三七の丑、二〇三七の寅

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市八箇字袖長里庚三七九の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市比和町木屋原字本郷西側五〇六一の七、五〇六二の六、五〇六七の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県伊予郡砥部町総津一六二二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び砥部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　京都府南丹市八木町室河原近江谷五七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県江津市後地町三二〇六の四・三二〇六の五・三二一〇の六・三二一〇の七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三二一〇の一一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道札幌市・雨竜郡沼田町（国有林。以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに札幌市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道苫前郡苫前町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道釧路郡釧路町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

三　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

四　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

五　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため